

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改正後	改正前
千葉県林地開発許可審査基準	千葉県林地開発許可審査基準
目次 (省略)	目次 (省略)
第1章 総則 (省略)	第1章 総則 (省略)
第2章 審査基準	第2章 審査基準
第1 一般的事項	第1 一般的事項
次の1から8までのいずれかの事項に該当しない場合は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当するものとして許可しないこととする。	次の1から8までのいずれかの事項に該当しない場合は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当するものとして許可しないこととする。
1～7 (省略)	1～7 (省略)
8 申請者の要件	8 申請者の要件
申請者が次の(1)から(5)までのいずれにも該当しないこと。	申請者が次の(1)から(5)までのいずれにも該当しないこと。
(1) 法第10条の3第1項の規定又は千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例(平成22年千葉県条例第4号。以下「条例」という。)第15条の規定による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者	(1) 法第10条の3の規定又は千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例(平成22年千葉県条例第4号。以下「条例」という。)第15条の規定による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
(2) 法第10条の2第1項による許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消の日から3年を経過していないものを含む。)	(2) 法第10条の2第1項による許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消の日から3年を経過していないものを含む。)
(3) 法第10条の3第1項の規定又は条例第15条の規定による中止を命ぜられ、その中止の期間が経過しない者	(3) 法第10条の3の規定又は条例第15条の規定による中止を命ぜられ、その中止の期間が経過しない者
(4) 申請者が未成年者で、その法定代理人が前記(1)から(3)までのいずれかに該当する者	(4) 申請者が未成年者で、その法定代理人が前記(1)から(3)までのいずれかに該当する者

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改正後	改正前
<p>(5) 法第206条第1号から第3号まで又は条例第28条から第30条までに規定する罰則を受け、3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過していないものを含む。）</p> <p>第2 災害の防止（法第10条の2第1号関係事項）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 切土及び盛土に関する基準 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 盛土に関する基準 次のアからクまでに掲げる事項のすべてに該当するものであること。 ア 盛土の施工は、施工前の地盤の段切りをするなど適切な処理をし、一層当たりの敷均し厚を30～50センチメートルで水平に敷均して順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。 イ～ク （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 切土及び盛土ののり面の保護に関する基準 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 地表流下水、湧水及び渓流水によりのり面が侵食され、<u>又は</u>崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられていること。 なお、この場合における擁壁の構造は、前記3－(2)によるものであること。</p> <p>5～10 （省略）</p> <p>第3～第4 （省略）</p> <p>第5 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係事項）</p> <p>1 残置森林等に関する基準 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置森林等の配置が次の(1)から(4)に掲</p>	<p>(5) 法第206条第1号若しくは第2号又は条例第28条から第30条までに規定する罰則を受け、3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過していないものを含む。）</p> <p>第2 災害の防止（法第10条の2第1号関係事項）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 切土及び盛土に関する基準 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 盛土に関する基準 次のアからクまでに掲げる事項のすべてに該当するものであること。 ア 盛土の施工は、施工前の地盤の段切りをするなど適切な処理をし、一層当たりの敷均し厚を30～50センチメートルで水平に敷均して順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。 イ～ク （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 切土及び盛土ののり面の保護に関する基準 （省略）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 地表流下水、湧水及び渓流水によりのり面が侵食され<u>又は</u>崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講じられていること。 なお、この場合における擁壁の構造は、前記3－(2)によるものであること。</p> <p>5～10 （省略）</p> <p>第3～第4 （省略）</p> <p>第5 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係事項）</p> <p>1 残置森林等に関する基準 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置森林等が次の(1)から(4)に掲げる基</p>

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改正後	改正前
<p>げる基準により適切に行われているものと認められること。 (1)～(4) (省略) 2～3 (省略)</p> <p>第6 (省略)</p> <p>第3章 審査の対象 (省略)</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 平成22年10月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては「千葉県林地開発許可制度施行要綱（平成12年4月1日施行）を適用するものとする。</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 令和3年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 令和5年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則</p>	<p>準により適切に行われているものと認められること。 (1)～(4) (省略) 2～3 (省略)</p> <p>第6 (省略)</p> <p>第3章 審査の対象 (省略)</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 平成22年10月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては「千葉県林地開発許可制度施行要綱（平成12年4月1日施行）を適用するものとする。</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 令和3年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則 第1 施行期日 この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 令和5年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則</p>

千葉県林地開発許可審査基準新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 施行期日 この基準は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 令和7年5月26日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則</p> <p>第1 施行期日 <u>この基準は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>第2 経過措置 <u>令和8年4月1日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。ただし、第2章の第1の「8 申請者の要件」の規定は、この限りでない。</u></p>	<p>第1 施行期日 この基準は、令和7年5月26日から施行する。</p> <p>第2 経過措置 令和7年5月26日前に開発行為の許可申請がなされたものについては、なお従前の例による。</p>